下水汚泥エネルギー化率

下水汚泥中の有機物重量のうち、エネルギー利用されたものの割合

(令和3年度末)

都道府県	エネルギー化率	順位	都道府県	エネルギー化率	順位	政令指定都市	エネルギー化率
北海道	24 %	28	三重県	0 %	47	札幌市	4 %
青森県	22 %	31	滋賀県	18 %	33	仙台市	2 %
岩手県	34 %	17	京都府	72 %	1	さいたま市	38 %
宮城県	24 %	29	大阪府	26 %	26	千葉市	54 %
秋田県	28 %	24	兵庫県	9 %	38	東京都区部	56 %
山形県	41 %	5	奈良県	24 %	30	横浜市	69 %
福島県	9 %	39	和歌山県	О %	46	川崎市	2 %
茨城県	11 %	37	鳥取県	28 %	22	相模原市	_
栃木県	35 %	15	島根県	44 %	4	新潟市	49 %
群馬県	8 %	41	岡山県	3 %	44	静岡市	38 %
埼玉県	19 %	32	広島県	55 %	2	浜松市	Ο %
千葉県	7 %	42	山口県	30 %	20	名古屋市	43 %
東京都	40 %	6	徳島県	6 %	43	京都市	97 %
神奈川県	28 %	23	香川県	28 %	25	大阪市	51 %
新潟県	40 %	7	愛媛県	31 %	19	堺市	О %
富山県	35 %	13	高知県	35 %	14	神戸市	28 %
石川県	32 %	18	福岡県	51 %	3	岡山市	0 %
福井県	34 %	16	佐賀県	37 %	10	広島市	72 %
山梨県	16 %	35	長崎県	14 %	36	北九州市	48 %
長野県	25 %	27	熊本県	40 %	8	福岡市	69 %
岐阜県	30 %	21	大分県	9 %	40	熊本市	66 %
静岡県	17 %	34	宮崎県	36 %	12		
愛知県	38 %	9	鹿児島県	О %	45		
			沖縄県	36 %	11		
						A III	00.0/
						全国	28 %
						政令指定都市	48 %

⁽注)・エネルギー化率は汚泥発生時乾燥重量における有機物量から計算。
・都道府県のエネルギー化率には政令指定都市分を含む。
・エネルギー化率は小数点以下1桁を四捨五入。
・汚泥発生時乾燥重量は、濃縮汚泥(生汚泥、消化汚泥含む)を他処理場に輸送している場合は受泥側(送泥 先)の処理場で発生したものとして計上し、脱水汚泥を他処理場に輸送している場合は送泥元の処理場で発生したものとして計上